

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、ろう者にとって、音声聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

しかしながら、我が国においては、学校で手話が禁止されるなど差別されてきた過去もあり、現在では社会的に認められてきてはいるものの、その活用や認識は十分とは言えない状況にある。

こうした中、平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約には、手話は言語であることが明記され、これを受けて平成23年8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるに至った。

さらに、この改正により、国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするためのほか、円滑な情報の取得や、他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な施策を講ずることが義務付けられることとなった。

今後、こうした理念や目的を実現するためにも、手話が音声言語と対等な言語であることについて国民の理解を広めるとともに、音声の聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、さらには手話を言語として普及させ、研究することができるよう法整備を図ることが必要である。

よって、国におかれては、以上の内容を踏まえた手話言語法（仮称）を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣